



## 2020年度の検査を振り返って 機構検査部

存在感を増す業界の依存問題対策の中核  
リカバリーサポート・ネットワーク15年の役割

# 機構の動き

4月度<2021年4月1日~4月30日>

## 遊技機等への立入検査関係

4月度 立入検査店舗数56店舗  
(遊技機検査47店舗、計数機検査9店舗)  
4月末日 誓約書提出店舗数8867店舗(対前月比▲77)

## 依存防止対策調査の関係

4月度 依存防止対策調査実施店舗数170店舗  
4月末日 承諾書提出店舗数8636舗(対前月比▲68)

## 会議開催関係

4月に会議の開催はありませんでした。

# CONTENTS

6 June  
2021

存在感を増す業界の依存問題対策の中核 リカバリーサポート・ネットワーク15年の役割	1
2020年度の検査を振り返って 機構検査部	4
管理者とその職務について 三堀 清	8
店長に求められる知識「業界知識 XXVI」	11

表紙の  
はなし



## 名古屋市 熱田まつり

名古屋市民に夏を告げるのが、6月5日に行われる熱田神宮の例祭、熱田まつりだ。例年ならば、夕刻になると神宮の東・西・南の3門で、提灯365個を組んだ半球状の「献灯まきわら」=写真=5基が点灯し、25万人もの参詣客の目を奪う。さらに近くの神宮公園から打ちあがる約1000発の花火が祭りを盛り上げる。新型コロナ感染防止のため、今年も献灯、花火などは中止となった。境内での祝詞の奏上、勅使による奉納などは執り行われる予定。コロナの終息など国の平安、皇室の弥栄を祈念する。

# 存在感を増す 業界の依存問題対策の中核

5月も一部の都道府県が緊急事態宣言下に置かれるなど、業界は新型コロナウイルス問題対応に追われているが、一方で5月という忘れてはならないのが、ギャンブル等依存症対策基本法が定める。そこで業界の依存問題対策に目を向けると、重要な役割を果たしてきたのは業界13団体が支援するリカバリーサポート・ネットワーク(RSN)。

RSNは2006年4月にパチンコ依存の電話相談を始めて15年、コロナ禍のなかで、この4月にはホール従業員向けのeラーニングもスタートさせた。

RSN設立で重要な役割を果たした2人に取材するとともに、同団体の西村直之代表理事に寄稿していただき、RSNの果たしてきた意義、今後の役割にスポットを当ててみた。

## リカバリーサポート・ネットワーク15年の役割

**電話による相談対応  
累計件数は約4万件**

「認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」(沖縄県西原町。以下、RSN)は全日

本遊技事業協同組合連合会(以下、全日遊連)の支援により2006年4月に設立。11年からはパチンコ・パチスロ産業21世紀会を構成する14団体(現・13団体)が支援している。

主事業はパチンコ・パチスロ依存に特化した電話相談対応で、開設から20年12月末までの累計相談件数は3万9916件。現在、相談体制は常勤2人、非常勤2人、出向者(出向・研修者)2人の6人体



制となっている。

全日遊連が依存症研究会(座長は当時の米田義一兵庫県遊技業協同組合理事長。その後、ばちんこ依存問題研究会に改称)を発足したのは03年4月。すでにパチンコ依存が問題となり始め、九州のある地区で地元の人たちが過度にのめり込んでいる状況が報道されたことなどがきっかけとなった。

電話相談機関の構想は同研究会で浮上したもので、提言したのはのちにRSNの代表理事に就任する精神科医の西村直之氏だ。

研究会の副座長だった力武一郎氏(セントラルカンパニー社長。16年に大分県遊技業協同組合理事長に就任)は「研究会では実態把握のため、まず組合員と来店客へのアンケート調査を実施しました。その結果、やはり何らかの取組みが必要ということになったのですが、(全日遊連の)関係者だけで議論していても)具体策がなかなか思いつかばなかつたのです」と明かす。

そこで同氏が交流のあったギャンブル等の依存回復支援施設「ワンドーポート」(横浜市、稲村厚理

ばちんこ依存問題相談機関  
「リカバリーサポート・ネットワーク」設立記者発表会

リカバリーサポート・ネットワーク／全日本遊技事業協同組合連合会



法人)の中村努施設長に相談したところ、紹介されたのが西村氏だったという。  
その西村氏が研究会に招かれ、早々に提案したのがRSN構想。過度にのめり込むのは背景に人それぞれの問題があるからで、相手

2006年2月23日に都内で行われたRSN設立記者会見



中村氏



力武氏

「そこへある人から紹介されたの  
す。IR議論の活発化に伴い、い  
ずればパチンコ依存がもっと取り  
ざたされるといいう危機感もありま  
した」

「大衆娯楽といえるのかと  
いう疑問がわいてきたので  
来客のために借金してい  
る顧客がいるとも聞いた。

昨日10万円を使ったのに、  
今日も10万円使っている顧  
客がいる。駐車場の車のワ  
イパーには消費者金融のチ  
ラシが挟まっている。実際  
来店するために借金してい  
る顧客がいるとも聞いた。

けは「違和感」だった。  
「掲示したのは1店舗。同様の問  
題を抱えるお客様が全国にはどれ  
だけいるのかと思いました」  
それから15年余。力武氏は「業  
界では安心パチンコ・パチスロア  
ドバイザー制度をはじめ、さまざま  
な依存問題対策に取り組んでき  
ましたが、常に中軸を担ってきた  
のがRSNです。設立できて本当  
に良かった」と評価する。

**来店するのに借金!?**  
**現状への違和感が原点**  
力武氏は当時、大分県遊協の一  
理事の立場だったが、ホール経営  
者としては先駆けて依存問題に関  
わってきたことから、全国組織の  
研究会メンバーに抜擢された。  
依存問題に関わるようになった  
のは2000年頃からで、きつか  
けは「違和感」だった。

「そこへある人から紹介されたの  
す。IR議論の活発化に伴い、い  
ずればパチンコ依存がもっと取り  
ざたされるといいう危機感もありま  
した」

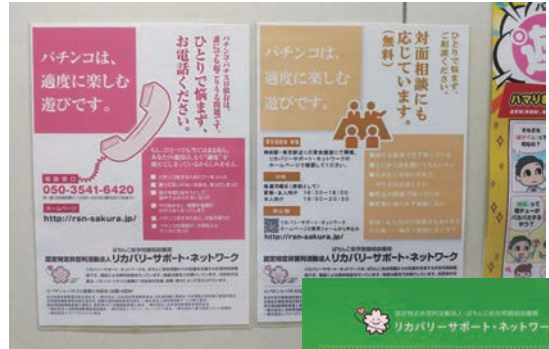
「大衆娯楽といえるのかと  
いう疑問がわいてきたので  
来客のために借金してい  
る顧客がいるとも聞いた。

昨日10万円を使ったのに、  
今日も10万円使っている顧  
客がいる。駐車場の車のワ  
イパーには消費者金融のチ  
ラシが挟まっている。実際  
来店するために借金してい  
る顧客がいるとも聞いた。

「掲示したのは1店舗。同様の問  
題を抱えるお客様が全国にはどれ  
だけいるのかと思いました」  
それから15年余。力武氏は「業  
界では安心パチンコ・パチスロア  
ドバイザー制度をはじめ、さまざま  
な依存問題対策に取り組んでき  
ましたが、常に中軸を担ってきた  
のがRSNです。設立できて本当  
に良かった」と評価する。

がワンデーポートの中村  
氏だった。「電話で私の違  
和感を伝えたところ、と  
ても共感してくれたのを  
覚えています。そこから、  
県遊協主催の依存問題セ  
ミナーで講演していただ  
くなどの交流が始まった  
のです」と言う。  
忘れられないのはワン  
デーポートの告知ポスタ  
ーを系列店に掲示したところ、す  
ぐに2人が同施設に電話をかけた  
きたことだ。

ホールのRSN告知ポスター。  
本人からの電話が8割強というのがRSNの電話相談の大きな特徴



RSNは沖縄県那覇市に隣接する西原町の住宅街の一角にある▶



今年4月からは  
パチンコ・パチスロ依存問題の知識が  
動画で学べるeラーニングもスタート。  
申込みはホール企業単位となっている  
(2022年3月まで無料)▶



パチンコ・パチスロ依存問題  
**基礎講座**  
パチンコホールスタッフ向け

スマホで簡単!  
動画で学べる!

## 回復支援者も認める RSNの有用性

ワンデーポートの中村施設長は10代でパチンコと出会い、20代で依存問題を抱えるようになった。30代に入ってから、あるアルコール依存回復施設との出会いをきっかけに、ギャンブル等依存にも同様の施設の必要性を感じて、ワンデーポートを設立する。2000年4月のことだ。

中村氏は当初、「ギャンブル依存症という疾患・病気がある」と考えていた。「当時はそれが考え方の主流。しかし、依存問題を抱える人たちと数多く接するなかで、根本にはギャンブルとは別の問題があり、そうした個人々人の問題と向き合うことが重要だと考えるようになりました」と語る。

西村氏を知ったのは、1999年頃の薬物依存のセミナーで講演を聞いたとき。次に出会ったのはワンデーポート設立後に受講したアルコール問題学会で、そのとき初めて挨拶し、会話をしたところ、「話がわかりやすいうえに、物質依存とギャンブル依存の違いについても話してくださいました。それで

お付き合いが始まりました」と言う。

知り合った当初から西村氏は「ギャンブル依存＝病気」とする考え方に疑問を呈していた。それも中村氏の考え方に変化をもたらした一因だろう。

現在、中村氏はRSNが都内で週1回実施する対面相談の協力者。2018年からはギャンブル等依存症対策基本法施行に伴い、内閣府が設けたギャンブル等依存症対

策推進関係者会議の委員にも21世紀会の阿部恭久代表（全日遊連理事長）とともに名を連ねる。

そうした経験も踏まえたうえで、「依存問題は裾野が広い。RSNは、予防も含めて今後も重要な役割を果たしていくはずです」と明言する。力武氏も「射幸心という人間に不可欠な要素を適度に満たすことが認められたパチンコは、社会に有用な産業とっていい。その代

わり依存問題対策は永続的なテーマであるわけですが、RSNやアドバイザーは他のゲーミング産業に例のない取り組みです。自信と誇りをもつていい」と力説する。

もっともコロナ禍により、ギャンブルやパチンコを巡る状況は微妙に変化しつつあるとRSNの西村氏は指摘する。それはどういうことなのか。別掲の寄稿文をぜひ一読いただきたい。



### 常に有用な新しい対策を追求 ホール従業員向けeラーニングも提供開始

日本では、IR(カジノ)導入に向けて、バタバタと国によって「ギャンブル等依存症」という行政用語と対策法がつけられました。これによって、公営競技や遊技の負の側面についての取組みは大きな転換点を迎えることになりました。

一方で、IRをにらんだこの動きとは関係なく、世界のギャンブルのオンライン市場は急速に広がりを見せ、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大がそれに拍車をかけています。この流れは後戻りすることはなく、日本でもギャンブル市場のオンライン化は加速していくでしょう。

オンライン化による(依存問題などの)負の影響は、施設型(ランドベース)への参加とは異なる点が多いことが、すでに海外の研究からわかってきています。日本ではこれから、オンライン化が進む公営競技・宝くじと、オンライン化ができない遊技、オンライン上にあるグレーゾーンのギャンブルサイトやギャンブルと同等のリスクをもったゲームが、混在する状況での対策が必要となります。

遊技は、店舗への来訪があって初めて成り立つ娯楽であるため、その前提を踏まえた対策がより効率的・合理的に設計される必要があります。顧客サービスの一つとして組み込まれるべきものです。国の対策方針は、これだけはやっておきましょうというもので、賭博罪としての違法性を阻却し、社会的に許容されるための最低条件に過ぎません。

ギャンブルのオンライン化やIR導入によって、今後、(業界についても)ますます負の影響に厳しい視線が向けられます。その中で、社会、国民に必要とされる産業であるためには、最低条件のクリアではなく、業界自身が社会との調和を考え、顧客を守り、長く楽しく遊んでもらえる安全な娯楽環境の提供について、取組みを強化していく努力が求められます。

リカバリーサポート・ネットワークは、顧客の保護の視点から、電話相談に加え、来店者用の啓発リーフレットの作成、遊び方の自己チェックアプリの提供、さらには今年4月から始めたホール従業員向けの依存問題学習用のeラーニングプログラムの提供など、海外の最新の対策も参考に、常に有用な新しい対策の可能性を模索し、負の影響の軽減と楽しい遊技の両立に取り組んでいます。今後もこの取組みを進化させていきます。

認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク  
代表理事 西村直之

# 検定期間・認定期間の確認調査は 半年間で830店舗に対して実施

## 2020年度の検査を振り返って 機構検査部

遊技産業健全化推進機構が全国の誓約書提出ホールに対して検査を開始して遊技機は14年、計数機も10年の実績となった。

まず、検査の受け入れ等に関して、コロナ禍での活動となったがホール側の対応は概ね良好であった。この点については多くのホール関係者の方に感謝したい。

何度もお知らせしているが、当機構としてはコロナ対策として可能な限りの対策を講じている。

当機構の検査員は、検査・調査を実施する当日の検温を含めた体調管理はもちろん、移動中のマスク着用、手洗いやうがい、そして検査中もマスクや手袋等を着用してホール内で作業を実施させて頂

いている。さらに、検査員を含めた当機構の職員全員は、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症への抗体検査、PCR検査等も実施している。今までのPCR検査、抗体検査は全員が陰性であった。

これら当機構が実施する新型コロナウイルス感染症対策についてご理解を頂くとともに、遊技機及び計数機の検査、また、依存防止対策調査へのご協力をお願いしたい。

あわせて昨年1月からは依存防止対策調査を、そして昨年10月からは遊技機の検定通知書、認定通知書の確認作業も行っているため、ホール内における作業時間はかなり長くなっている。この点についてもご理解とご協力をお願いしたい。

以下、2020年度の検査結果の詳細をお知らせする。

**検査店舗数のトータルは  
3万3711店に**

機構検査部は2007年の4月より、提出された誓約書に基づき、全国各地のパチンコホールにお伺いして立入検査を実施している。

2007年度から2019年度までの13年間において実施させて頂いた、遊技機検査及び計数機検査の合計立入店舗数は、3万2048であった。

14年目となった2020年度は、2020年4月1日から1年間に全国1663店舗（計数機検査含む）において立入検査を実施することができた。

各年度別の機構活動状況

各年度	検査日数	検査ホール数	検査台数				計
			遊技機		計数機		
			ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
2007年度	146	767	1,289	1,607	-	-	2,896
2008年度	160	2,995	6,584	7,546	-	-	14,130
2009年度	150	4,449	8,217	8,873	-	-	17,090
2010年度	136	3,117	5,837	6,057	-	-	11,894
2011年度	155	2,823	5,672	6,219	410	21	12,322
2012年度	179	2,388	9,668	10,518	515	460	21,161
2013年度	148	2,127	12,368	13,473	289	205	26,335
2014年度	146	2,300	13,927	15,493	241	126	29,787
2015年度	148	1,644	9,855	10,894	204	82	21,035
2016年度	140	1,722	9,524	10,135	183	45	19,887
2017年度	148	2,375	7,697	8,210	289	48	16,244
2018年度	145	2,480	7,535	9,209	302	41	17,087
2019年度	147	2,841	9,447	10,435	297	25	20,204
2020年度	120	1,663	5,663	5,999	134	15	11,811
合計	2,068	33,711	113,283	124,668	2,864	1,068	241,883



# 前年度に引き続き異常事案も減少 2020年度 検査部活動報告

同年度の機構の事業計画としての目標店舗数は1800であったことから、残念ながら目標を下回る結果となった。

この要因は、新型コロナウイルス感染症による政府の緊急事態宣言の発令などにより昨年4～5月の検査等を自粛・縮小したためである。

これで当機構検査部として2007年4月より立入検査の事業を開始し、計3万3711店舗に対して立入検査を行なったことになる。

本年3月末時点の全国の誓約書ホール数は8944店舗であるので、4巡目の立入検査を順調に行なっている状況となっている。

## 遊技機など 約24万台を検査

2020年度の検査内訳としては、遊技機検査1万1662台、計数機検査149台の計1万1811台であった。

「パチンコ遊技機」は93機種5663台、「回胴式遊技機」は104機種5999台。また計数機については「玉計数機」が51機種134

2020年度 月別検査集計

各月	検査日数	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				計
			遊技機	計数機	計	遊技機		計数機		
						ばちんこ	回胴式	玉	メダル	
4	2	1	-	5	5	-	-	5	-	5
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	14	14	213	36	249	828	842	35	1	1,706
7	14	24	178	28	206	694	688	23	5	1,410
8	9	12	114	6	120	420	468	4	2	894
9	15	15	218	20	238	854	822	18	2	1,696
10	12	9	150	15	165	528	599	14	1	1,142
11	12	7	137	15	152	494	544	13	2	1,053
12	10	9	119	17	136	446	482	16	1	945
2020年計			1,514	149	1,663	5,663	5,999	134	15	11,811
1	9	4	92	0	92	308	366	0	0	674
2	8	6	102	7	109	374	432	6	1	813
3	15	15	191	0	191	717	756	0	0	1,473
2021年計			383	7	390	1,399	1,554	6	1	2,954

台、「メダル計数機」が7機種15台であった。

14年間の検査総数としては、「パチンコ遊技機」が11万3283台、「回胴式遊技機」が12万4668台。そして10年間の計数機検査総数としては、「玉計数機」が2864台、

「メダル計数機」が1068台となった。

## 検査の結果

検査の結果については、引き続き詳細の情報開示は控えさせて頂くが、昨年度の検査においても残念なことに異常が確認された遊技機はゼロではなかった。

ただし、冒頭お知らせした通り、全般的な傾向としてはかなり良くなってきたと考えている。

2017年度以降は遊技機、計数機の異常事案は減少傾向にある。なお、異常が確認されたケースとしては、昨年度と同様、回胴式遊技機のホッパーの型式違い、中継基板等の封印バンドの欠損等であった。

毎年、同じお願いをしているが、これらの事案はホール側の簡単なチェックで見えるものであり、是非ともホールの現場においては日常的な遊技機の点検確認等をお願いしたい。

計数機検査についても、前年度に引き続き良い状況が続いている。ホールの現場においては、日常の

業務に加え、計数機の定期的なメンテナンス等は継続してお願いしたい。

次に、毎年その概要だけをお知らせしている各店舗の稼働率平均の調査等については、2020年度は前年度に比べてパチンコの4円、低貸、また回胴式遊技機の20円、低貸、すべてにおいてその稼働率平均がダウンした。新型コロナウイルス感染症による影響によるものだと思われるが、2019年度がアップしていただけに残念な結果となっている。

次に昨年10月から開始した遊技機の検定通知書・認定通知書の確認調査についての概況をお知らせする。

半年間の結果として、33都府県方面の830店舗に対して調査を実施し、90%以上のホールにおいては問題無く認定通知書等が確認できた。しかし、残り約10%では一部の遊技機の認定通知書等が確認できず、さらに認定シール等の貼付も確認されなかったことなどから、残念ながら異常事案として取り扱ったケースも複数件あった。

# 前年度に引き続き異常事案も減少 2020年度 検査部活動報告



認定通知書などの確認作業については、多くのホールの現場においてご協力頂いたことについては感謝申しあげますが、もし「うっかりミスのために」検定切れなどの遊技機の設置がわかつているのであれば早急な撤去・入れ替えをお願いしたい。

当機構検査部としては本年度も新型コロナウイルス問題への対応などを含め、遊技業界が将来にわたって健全な営業が続けられるよう、依存防止対策調査を含め業務を遂行していきたいと思っております。

次に、機構に対して誓約書を提出されている全国のパチンコホールは、本年3月末時点で8944店舗であった。

別表にある通り、昨年4月の時点からの推移としては誓約書提出ホール数がマイナス641店舗となった。昨年度のマイナスが341店舗であったことから、店舗数の減少率としてはかなり大きくなってしまった。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウント

2020年度 誓約書提出ホール数の推移

2020年度 各月	提出 ホール数 組合員	提出 ホール数 非組合員	提出 ホール数 合計	前月との 差分 (ホール数)		
2020年	4月末	8,922	618	9,540	-45	
	5月末	8,857	635	9,492	-48	
	6月末	8,763	641	9,404	-88	
	7月末	8,704	650	9,354	-50	
	8月末	8,674	642	9,316	-38	
	9月末	8,609	643	9,252	-64	
	10月末	8,544	632	9,176	-76	
	11月末	8,519	631	9,150	-26	
	12月末	8,509	615	9,124	-26	
	2021年	1月末	8,482	619	9,101	-23
		2月末	8,403	614	9,017	-84
		3月末	8,337	607	8,944	-73

トとされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

遊技機の検定通知書・認定通知書の確認状況について

NO	都府県方面名	調査 ホール数	調査台数		
			ぱちんこ	回胴式	合計
1	札幌方面	-	-	-	-
2	旭川方面	-	-	-	-
3	釧路方面	-	-	-	-
4	北見方面	-	-	-	-
5	函館方面	-	-	-	-
6	青森県	8	34	24	58
7	岩手県	-	-	-	-
8	宮城県	10	36	43	79
9	秋田県	9	36	36	72
10	山形県	11	40	48	88
11	福島県	8	32	32	64
12	東京都	171	576	656	1,232
13	茨城県	23	68	90	158
14	栃木県	21	84	84	168
15	群馬県	16	68	60	128
16	埼玉県	80	260	308	568
17	千葉県	74	240	274	514
18	神奈川県	70	230	306	536
19	新潟県	9	32	40	72
20	山梨県	8	32	32	64
21	長野県	-	-	-	-
22	静岡県	23	90	78	168
23	富山県	-	-	-	-
24	石川県	-	-	-	-
25	福井県	-	-	-	-
26	岐阜県	11	40	40	80
27	愛知県	37	146	148	294
28	三重県	9	36	36	72
29	滋賀県	11	44	44	88
30	京都府	21	74	84	158
31	大阪府	-	-	-	-
32	兵庫県	46	146	136	282
33	奈良県	8	28	28	56
34	和歌山県	10	38	42	80
35	鳥取県	-	-	-	-
36	島根県	-	-	-	-
37	岡山県	10	36	44	80
38	広島県	22	46	76	122
39	山口県	10	34	44	78
40	徳島県	-	-	-	-
41	香川県	-	-	-	-
42	愛媛県	8	22	40	62
43	高知県	-	-	-	-
44	福岡県	35	118	116	234
45	佐賀県	-	-	-	-
46	長崎県	9	36	34	70
47	熊本県	9	32	40	72
48	大分県	7	26	28	54
49	宮崎県	9	35	32	67
50	鹿児島県	17	72	56	128
51	沖縄県	-	-	-	-
合計		830	2,867	3,179	6,046

※半年間の調査となったことから本調査を実施していない都府県方面もある。

## 検査で気づいたことをお伝えする

次に実際に検査を行なった機構検査部の検査員が気づいたことなどを以下にまとめてお伝えする。

### ホッパーの型式違いが目についた

次に問題点、すなわち遊技機検査における異常事案について開示できる範囲の情報をお知らせしたい。

2020年度の異常事案については、前述の通り、減少傾向にはあるものの回胴式遊技機のホッパーの型式違いは目についた。昨年度と同様の傾向と言える。

また外部集中端子板の部品取りと思われる事案、そして中継基板の封印バンド欠損などは相変わらず続いている。

故意でないとするれば、これらの異常事案は、営業終了後の点検等で防げるものでもあることから、ホールの現場においては注意をお願いしたい。



## 2020年度 都府県方面別の機構活動状況

NO	都府県方面名	誓約書提出 ホール数	検査ホール数			検査台数				合計
			遊技機	計数機	合計	遊技機		計数機		
						ばちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	234	34	6	40	142	126	6	-	274
2	旭川方面	72	7	5	12	28	28	5	-	61
3	釧路方面	68	6	10	16	30	18	10	-	58
4	北見方面	41	8	-	8	32	32	-	-	64
5	函館方面	46	-	-	-	-	-	-	-	-
6	青森県	116	16	-	16	66	46	-	-	112
7	岩手県	113	-	-	-	-	-	-	-	-
8	宮城県	176	17	-	17	52	75	-	-	127
9	秋田県	103	21	-	21	84	84	-	-	168
10	山形県	86	21	-	21	76	92	-	-	168
11	福島県	175	20	5	25	78	78	5	-	161
12	東京都	739	199	9	208	700	816	8	1	1525
13	茨城県	230	29	8	37	100	130	7	1	238
14	栃木県	157	32	-	32	142	114	-	-	256
15	群馬県	131	26	-	26	104	104	-	-	208
16	埼玉県	440	134	6	140	464	512	6	-	982
17	千葉県	375	128	9	137	496	502	9	-	1007
18	神奈川県	487	141	10	151	492	606	9	1	1108
19	新潟県	155	11	-	11	40	48	-	-	88
20	山梨県	58	18	-	18	78	62	-	-	140
21	長野県	154	23	6	29	78	106	6	-	190
22	静岡県	263	50	-	50	186	184	-	-	370
23	富山県	63	11	7	18	40	48	5	2	95
24	石川県	84	11	-	11	36	52	-	-	88
25	福井県	67	11	-	11	40	40	-	-	80
26	岐阜県	144	25	9	34	112	80	7	2	201
27	愛知県	488	44	44	44	178	172	-	-	350
28	三重県	108	17	-	17	72	62	-	-	134
29	滋賀県	104	19	-	19	76	76	-	-	152
30	京都府	156	30	-	30	110	118	-	-	228
31	大阪府	660	27	-	27	108	106	-	-	214
32	兵庫県	372	55	8	63	212	196	6	2	416
33	奈良県	74	18	-	18	76	60	-	-	136
34	和歌山県	72	20	-	20	70	90	-	-	160
35	鳥取県	58	7	3	10	28	28	2	1	59
36	島根県	67	4	3	7	16	16	2	1	35
37	岡山県	131	17	-	17	56	72	-	-	128
38	広島県	238	22	13	35	70	100	12	1	183
39	山口県	121	30	-	30	106	126	-	-	232
40	徳島県	60	6	-	6	24	24	-	-	48
41	香川県	73	7	5	12	24	32	4	1	61
42	愛媛県	114	15	4	19	46	72	2	2	122
43	高知県	74	12	-	12	48	48	-	-	96
44	福岡県	347	50	7	57	198	186	7	-	391
45	佐賀県	61	11	4	15	44	42	4	-	90
46	長崎県	139	15	-	15	56	52	-	-	108
47	熊本県	142	23	-	23	88	94	-	-	182
48	大分県	114	16	9	25	62	64	9	-	135
49	宮崎県	113	17	-	17	63	68	-	-	131
50	鹿児島県	206	27	-	27	108	92	-	-	200
51	沖縄県	75	6	3	9	28	20	3	-	51
合計		8944	1,514	149	1,663	5,663	5,999	134	15	11,811

機構検査部としては、通報件数ゼロを目指して本年度も検査を続けたい。

あわせて、昨年1月から開始している依存防止対策調査、そして昨年10月から実施している遊技機

の検定通知書、認定通知書の確認調査へのご理解とご協力もお願いしたい。

## 新型コロナウイルス対策備品を寄贈

KiK NEWS

黒岩知事(右)と伊坂理事長



伊坂理事長らが出席し、黒岩祐治知事に目録を贈呈した。

からまん延防止等重点措置の対象地区となり、さらなる感染症対策が必要になったことから寄贈することにしたもので、「マスク飲食の徹底を！」などのメッセージが書かれている。県庁での寄贈式には

神奈川県遊技場協同組合(理事長・伊坂重憲氏)と神奈川福祉事業協会(会長・同)は4月30日、同県にマスク飲食推奨用の鏡付きP.O.P10万個を寄付した。



### 神奈川県遊技協が県にマスク飲食推奨用備品

神奈川県遊技協が県にマスク飲食推奨用備品を寄贈したことを発表し、原資は系列店の顧客に協力してもらった玉・メダルの相当額で、支援活動の実施期間は2020年8月7日～21年4月12日。主な寄贈品は自動手指消毒器、検温器、飛沫ボードなどとなっている。

寄贈品の一つ、自動手指消毒器

夢コーポが教育施設に検温器などを寄贈  
ダイナムジャパン  
ホールディングスのグループ企業である夢コーポレーション(本社・愛知県豊橋市、加藤英則社長)は4月23日、系列の全33店舗の校区内小学校(一部保育園を含む)に総額880万2374円相当の新型コロナウイルス対策備品を寄贈したことを発表した。



# 管理者とその職務について



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の

法律問題を扱う法律事務所勤務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

## 1 風俗営業の管理者

パチンコホールのみならず風俗営業の営業者は、管理者の選任が義務付けられている(風適法24条1項)。

風俗営業の許可を受けるためには、人的要件、構造・設備要件として場所的要件をクリアする必要がある、更に、ホールの場合は遊技機要件をもクリアしなければならない(風適法4条1項〜4項)。

しかしそれだけではなく、許可申請をした営業者が「:管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき」には、「:許可をしてはならない」とされており(風適法4条2項3

号)、風俗営業の許可申請書には管理者の氏名及び住所を記載したうえ(風適法施行規則9条、別記様式第1号)、管理者に関する、誠実に業務を行うことを約束する誓約書、住民票の写し、成年被後見人・被保佐人や破産者に該当しないことの証明書、人的欠格事由(風適法4条1項2号〜7号の2)がないことの誓約書も添付しなければならない(内閣府令1条10号)。また、許可後においても、公安委員会は、営業者に対し、不適合と認められた管理者の解任を勧告することができると定められている(同法24条5項)。

このように、一定の適格要件を満たす管理者の選任が風俗営業の許可の要件とされ、許可後も、公安委員会から

の管理者の人事への介入(解任の勧告)を受けるのである。

## 2 管理者制度の目的

管理者の制度は、昭和59(1984)年に「風俗営業等取締法」が大改正され、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」と名称も改められた際に、従来の条例事項から法律事項に「格上げ」されたものであり、「風俗営業の健全化を風俗営業者が自主的に促進するために設けられたもの」である(風適法解釈運用基準第17・11(3))。それまでの取締りをメインとする規制から、自主的な健全化促進への大きな転換を図る大改正で新設された象徴的な制度の一

つである。これを判り易く説明すれば、責任の所在と業務内容を明確化し、講習を通じて法令等に関する情報をフォローアップし、遵法精神や健全化への意識を高めるといふことである。

要するに、営業所の業務を統括管理する者に、無責任な営業者(個人事業主や法人の代表者・役員)による恣意的な経営を是正することができるだけの位置付けと「道具」を与える制度である。

### 3 管理者の資格要件

管理者に選任されるには、先述のとおり正常な能力のある成人で人的欠格事由がないことが要件となるが、それ以前に、「当該営業所における業務の実施を統括管理する者」でなければならぬ(風適法24条1項)。

業務について統括的な責任を負うことがないスタッフを管理者に選任しても、管理者選任の義務を果たしたことはないのではないのである。通常は、店長、支配人等が該当するが、営業者が自らを管理者に選任することは可能である(風適法解釈運用基準第17・11(2)ア)。また、「風俗営業者自らが自らを管理者に選任する場合を除くのほか、風俗営業者に雇用されている私人に限られ、例

えば当該風俗営業を受託する者を選任することは認められない」(蔭山信「注解風適法I」540頁)、とされており、ホールの業務を第三者に委託している場合の当該業務委託先に所属する者を管理者に選任することはできない。

### 4 管理者の業務

風適法は、管理者の業務につき、「風俗営業者又はその代理人、使用人その他の従業者」に対し、…法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行い、…業務の適正な実施を確保するため必要な業務で国家公安委員会規則で定めるものを行う…と定めている(同法24条3項)。

これを受け、風適法施行規則では、以下の業務を定めている(同規則38条)。

- ① 従業者に対する指導に関する計画の作成、実施及び記録
- ② 構造設備の点検・記録・記録の管理
- ③ 遊技機の点検・記録・記録の管理
- ④ 苦情の処理、苦情処理の帳簿及びその記載の管理
- ⑤ 年少者の立ち退き勧告その他の必要な措置
- ⑥ 従業者名簿の管理
- ⑦ 客がする遊技が過度にわたることが

ないようにするための情報提供その他必要な措置

- ⑧ 業務委託された場合の契約内容、業務の履行状況等の点検・記録・記録の管理

以上のような管理者の業務のうち、まず、従業者に対する指導に関する計画の作成とは(風適法施行規則38条1号)、「…法令遵守のため何月は何について指導するかなどの計画を作成することをいう」(風適法解釈運用基準第17・11(3)イ)。例えば、リニューアルオープンが近い時期を選んで広告・宣伝規制の趣旨とこれに違反する表現内容について指導する等である。なお、指導に関する記録としては、「…業務日誌などにこのような事項を記載するだけでよい」とされている(蔭山前掲書543頁)。

次に、遊技が過度にわたることがないようにするための情報提供その他の必要な措置とは、「…ポスター等の営業所内での掲示、営業所の広告への掲載等による依存防止に関する相談窓口等の情報提供や、客自身又はその家族からの遊技使用上限金額等の申告に基づき過度な遊技を予防する仕組みの活用、過度な遊技を行わないよう客に対する注意喚起の実施、依存防止対策につい

ての従業者への教育等」が挙げられる  
（風適法解釈運用基準第17・11(3)ウ）。

更に具体化すると、依存防止の共通  
標語を各種広告媒体に挿入したり、依  
存問題の相談機関であるリカバリーサ  
ポートネットワーク(RSN)を紹介す  
る情報発信をしたり、そのポスターや  
啓発ステッカーの掲示、共通標語入り  
のポケットティッシュの配布等の啓発ツ  
ールの活用、店内アナウンスの実施、自

己申告プログラムにより使用上限金額  
等を申告した客に対する積極的な声掛  
け、「熱く」なり過ぎていて客が冷静にな  
れるようにする接客の実施、初心者へ  
の適度な遊び方の案内等が挙げられる。

## 5 その他

管理者制度の究極の目的は、風俗営  
業の「業務の適正な実施を確保」するこ

管理者制度の究極の目的は、

風俗営業の「業務の適正な実施を確保」すること

(風適法24条3項)、すなわち健全化にある。

となると、管理者には、

「法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な  
助言又は指導」だけでなく、

それを超えた健全化に向けた取り組みも

その業務の中核に位置付けられる。

管理者には、

個々のホールにおける社会公共的な目的に出た自主規制や

自主基準の遵守を通じた健全化の担い手としての実践

が期待されるのである。

と(風適法24条3項)、すなわち健全化に  
ある。となると、管理者には、「法令の  
規定を遵守してその業務を実施するた  
めに必要な助言又は指導」だけでなく、  
それを超えた健全化に向けた取り組みも  
その業務の中核に位置付けられる。

先に21世紀会(パチンコ・パチスロ産  
業21世紀会)が、旧規則機及び「高射幸  
性回胴式遊技機」の撤去の集中による撤  
去台の不法投棄等の問題を回避するた  
めに、これらの早期撤去計画を定める  
と共にその計画の遵守を約する誓約書  
の提出を求める決議をしている。この  
ような(既得権益を保護するための競争  
制限ではない)社会公共的な目的に出た  
自主規制は、真にホール業界の健全化  
に直結するものである。

同じく21世紀会が作成した「パチンコ  
店における依存(のめり込み)問題対応  
ガイドラインおよび運用マニュアル」  
及び「パチンコ・パチスロ店営業におけ  
る新型コロナウイルスの感染症の拡大  
予防ガイドライン」といった自主基準も  
同様の社会公共的な目的に出たものと  
位置付けられる。

管理者には、個々のホールにおける  
社会公共的な目的に出た自主規制や自  
主基準の遵守を通じた健全化の担い手  
としての実践が期待されるのである。



# 店長に求められる知識

## 業界知識 XXI

パチンコ店舖管理者  
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

### 概要

店長という立場にある者なら、知っておかなければならない知識があります。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するために必要な知識です。

今回は、改正健康増進法について取り上げます。2020年4月1日より、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行されました。

パチンコ店も原則、屋内禁煙となったことでプレイヤーの喫煙率が高くとされるパチンコ店の多くは、喫煙専用室を設けるなどの対策が図られています。日本はそれまで屋内全面禁煙義務の法律がなく、受動喫煙対策においては先進国の中でも最低レベルの評価を受けていました。2020年7月に当初予定されていた東京オリンピックを控え、急速に法整備が進んだことも時代の要請と言えます。ここからは問題を解きながら解説していきましょう。

#### 【問題】

2018年7月に成立した「改正健康増進法」に関する記述として、正しいものはどれか。

#### 【選択肢】

a：パチンコ店は屋内完全禁煙となり、喫煙専用室を設置することも不可能となる。

b：学校・病院は敷地内禁煙となり、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置がとられた場所には喫煙場所を設置すること

とができる。

c：飲食店における喫煙専用室には、従業員を除くお客様の20歳未満の立ち入りを禁止とする。

d：個人または資本金5000万円以下の企業が経営する客室面積100㎡以下の飲食店（新規・既存問わず）は、喫煙可能の標識を掲示すれば喫煙可能となる。

#### 【回答分布】

a：4・2%      b：48・1%  
c：13・6%      d：34・1%

#### 【正解と解説】

正解はbです。

以下は、改正健康増進法の対象となる施設区分と規制の内容をまとめたものとなります。

施設区分		喫煙ルール	
第一種施設	学校・病院・児童福祉施設等、行政機関	原則敷地内禁煙（※1）	
	幼稚園、保健所、小・中・高等学校等		
	バス、タクシー、航空機		
	鉄道、船舶		
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設	事務所	原則屋内禁煙（※2） 喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可
		遊技場	
		飲食店（※3）	
喫煙目的施設	公衆喫煙所、たばこ販売店 一定の条件を満たしたバー・スナック等	標識の掲示により喫煙可	

※1：屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができない。

※2：加熱式たばこに限り、喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可。

※3：既存特定飲食提供施設（個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下）、かつ、客席面積100㎡以下の飲食店）は、標識の掲示により喫煙可。

改正健康増進法の施行により、不特定多数の人が集まる場所は原則、屋内禁煙となります。ただし、第一種施設と第二種施設と喫煙目的施設の3つに分けられた施設区分によって若干の違いがあります。第一種施設とは、学校・病院・児童福祉施設、行政機関、乗り物（バス、タクシー、鉄道）など、公共性が高く未成年者が集まりやすい場所です。第一種施設には一番厳しいルールが設けられており、原則敷地内禁煙となります。しかし、受動喫煙を防止するための条件を満たせば、屋外に限り喫煙場所の設置が認められています。よって、選択肢bは正しいです。

第二種施設とは、第一種施設以外の多くの人が集まる場所であり、飲食店や事務所（オフィス）の他、パチンコ店も含まれます。第二種施設は原則屋内禁煙となり、喫煙専用室内でのみ喫煙可とされます。パチンコ店では喫煙専用室を設ければ、その中でのみ喫煙可能となるためaは誤りです。経過措置として、条件（※3）を満たす既存の飲食店では喫煙可能となりますが、新規は対象外となるためdも誤りです。また、喫煙専用室にはお客

様、従業員ともに20歳未満の立ち入りが禁止されるためcも誤りとなります。喫煙目的施設とは喫煙を主な目的とする施設のことであり、公衆喫煙所、喫煙スペースのあるタバコ販売店、一定の条件を満たしたバー・スナックなどが該当します。喫煙目的施設は、標識（ステッカー）を店頭に表示すれば屋内での喫煙が認められます。

2020年4月からの改正健康増進法の全面施行により、パチンコ店も原則屋内禁煙となったことで遊技環境に大きな変化が訪れました。これまで喫煙がネックとされていた新規プレイヤーの取り込みや、労働環境の改善による採用難の改善など前向きな施策の実行が求められます。

## 対応

### 【問題】

パチンコ店における改正健康増進法施行への対応に関する記述として、誤っているものはどれか。

### 【選択肢】

a：加熱式タバコ専用喫煙室においては、飲食等が不可能となる。

b：従業員を募集する際には、受動喫煙対策の状況を明示する義務がある。  
c：お客様の立ち入らない事務所やバックヤードも、喫煙専用室以外では喫煙不可となる。  
d：20歳未満の外部清掃スタッフも、喫煙専用室内には立ち入らせてはならない。

### 【回答分布】

a：40・3%    b：25・8%  
c：11・3%    d：22・6%

### 【正解と解説】

正解はaです。

パチンコ店が該当する第二種施設では、一部の条件を満たした飲食店を除いて原則屋内禁煙となり、喫煙専用室内でのみ喫煙可能となりますが、経過措置として加熱式タバコ専用喫煙室では飲食を始めとするサービスの提供が可能とされています。このサービスの提供にはパチンコ・パチスロの遊技も含まれ、遊技スペース全体を喫煙専用室とすることで加熱式タバコを吸いながらの遊技が可能です。プレイヤーの喫煙環境は店舗間の競争力にも大きな影響を与えるため、

法改正の概要は正確に理解しておく必要があります。

その他の選択肢を見てみましょう。bは従業員の受動喫煙防止の観点より、求人票への受動喫煙対策の状況の明示が義務付けられています。cも同様に従業員を望まない受動喫煙から守るため、事務所やバックヤードでも喫煙専用室以外では喫煙不可となります。dは外部の人間であっても、未成年者の喫煙専用室内への立ち入りは認められていません。よって、b、c、dはいずれも正しいため、不正解となります。

## 義務違反時の対応

### 【問題】

改正健康増進法の義務違反時の対応「喫煙禁止場所における喫煙」に関する記述として、最も適切でないものはどれか。

### 【選択肢】

a：施設等の管理権原者は、喫煙禁止場所において喫煙した者に対して、喫煙の中止または退出を求める。

b：施設等の管理権原者が喫煙の中止または退出を求めても改

編集後記

**本郷** 三丁目の古本店が店仕舞いした。80代半ばの主人が、体力衰えのため、1年早めて閉店を決めたのだ。おかみさんからいち早く話を聞いて、閉店日まで何度か顔を出した。移転前の先代の店からあしかけ90年。先代主人の南方 熊楠との 賑やかな店仕舞い 手紙のやり取りなど見せてもらった。夫婦は思い出に浸っていた。

ところが、その後一変した。お客が増え、テレビクルーが来た。1日で1年分の忙しさになったとおかみさん。新聞が閉店を記事にし、本郷の東大生も閉店セールをSNSで広げたのだ。賑やかな最終日となった。(M)

動かすだけで痛い時もあったのだが、左手親指だけは痛みに加えて違和感があったところから整形外科でレントゲンを撮ったところ、なんと指の骨がずれていることが判明した。職業病と言いたいところだが、個人の打ち方もあるので自虐的なのだと思う。

布団を買った。布団を買うのは何年振りのことだろう。あまりに長く使ってきたので、さすがに痛みが激しく、買い替えることにした。

のだが、ものすごく寝心地がいい。夢も、子どもの頃飼っていた犬が出てくるなど、気のせいかもしれない。毎日寝るのが楽しみ。でも、このまま永遠に夢の住人になってしまう。 まったらどうしよう... 布団 と、村上春樹氏の「世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド」を久しぶりに読み返しながら思うのだった。(N)

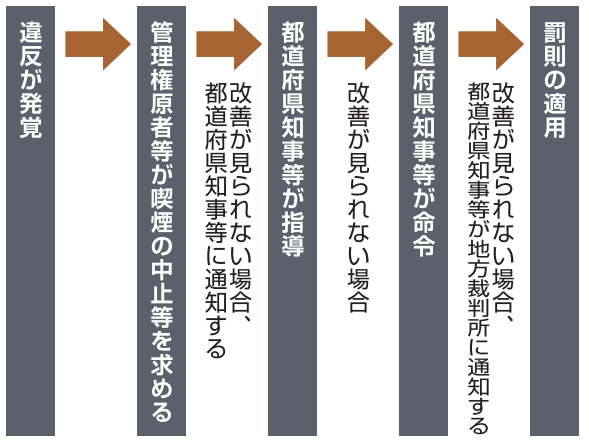
善が見られない場合、所轄署へ通報する。  
**c**：罰則は義務を怠った施設等の管理権原者だけでなく、喫煙禁止場所で喫煙をした本人にも適用される。  
**d**：罰則には30万円以下の過料が適用される。

【回答分布】

a：1・1%    b：22・8%  
 c：32・4%    d：43・8%

【正解と解説】

正解はbです。  
 厚生労働省では改正健康増進法において、全ての者に対して喫煙禁止場所における喫煙の禁止を義務付けています。以下は義務違反時の対応フローとなります。



施設等の管理権原者は管理責任として、喫煙禁止場所において喫煙した者に対して喫煙の中止または退出を求めなければなりません。違反が発覚した場合に備え、都道府県等（保健局）には住民からの相談窓口が設置されています。よつ

てaは正しいです。

施設等の管理権原者が喫煙の中止または退出を求めても改善が見られない場合は、所轄署ではなく保健局等の窓口を通じて、都道府県の知事等へ通報することとされています。よつてbは誤りです。都道府県知事等からの指導、命令でも改善が見られない場合は、地方裁判所に通知されることで罰則が適用されます。罰則は、喫煙禁止場所で喫煙をした本人と、管理を怠った場合は管理権原者に適用されます。また、罰則には30万円以下の過料が適用されます。よつて、cとdはともに正しいです。

違反者への対応を適切に行うには、上記の複雑な対応フローを正しく理解しておく必要があります。その他のような行為が違反となり、誰にどのような罰則が適用されるかを把握

握して、実際にオペレーションを担当するホールスタッフとも共有しておきましょう。

コロナ禍のまっ只中で全面施行されたパチンコ店の禁煙化ですが、法改正への対応だけでなく、受動喫煙対策を営業戦略上の施策の一環として捉えて分煙・禁煙化を推進していた店舗ではしっかりとした準備が行われていました。現在、喫煙者だけではなく非喫煙者も含め、プレイヤーはパチンコ店の喫煙事情に応じて店選びをするようになっていきます。パチンコ店は多くの法規制に取り巻かれた業種であり、外部環境への対応の速さ、的確さが競争力に大きく影響します。店舗を任される立場として、正しい判断を下せるよう正確な知識を身に付けておきましょう。

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

# 不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関  
遊技産業健全化推進機構

Organization for  
the Sound Development of  
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和3年6月1日(毎月1日発行)第168号  
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山基ビル6F  
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063